



令和3年 (2021年) 9月21日(火)

No. 15499 1部377円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3535-5347

近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <https://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円 (税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆主要判決全文紹介 [知財高裁] [上]…………… (1)

主要判決全文紹介

〈知的財産高等裁判所〉

審決取消請求事件

(「止痒剤」事件-引用文献の記載は「技術的裏付けの乏しい一つの仮説」にすぎないものであり、「本件優先日当時において研究の余地が大いに残されていた」から、止痒剤として用いる(「用途」)の動機付けがないと判断した事例。知財高判令和2年(行ケ)第10063号において延長登録が認められた特許と同じ。)[上] (全3回)

—令和2年(行ケ)第10041号、令和3年3月25日判決言渡(森裁判長)—

【本判決の要旨、考察】

1. 特許請求の範囲

「・・・で表されるオピオイドκ受容体作動性化合物を有効成分とする止痒剤。」

2. 本件発明1と甲1発明との相違点(2個)

(相違点1) 本件発明1では、化合物Aがオピオイドκ受容体作動性であるとされているのに対し、甲1発明では、そのような特定がされていない点。

(相違点2) 本件発明1は、化合物Aを有効成分とする止痒剤であるのに対し、甲1発明は、化合物A

鈴榮特許総合事務所 SUZUYE & SUZUYE

〒105-0014 東京都港区芝3丁目23番1号 セレスティン芝三井ビルディング11階 電話 東京03(6722)0800(大代表) URL <https://www.s-sogo.jp/>

- 所長 ○弁理士 蔵田 昌俊(電気・通信) 副所長 ※弁理士 野河 信久(電子・通信)
弁理士 井上 正(電子・情報・通信) 主 監 弁理士 飯野 茂(物理・計測・分析)
理事 弁理士 森川 元嗣(機械) 理事 弁理士 木本 直美(意匠)
理事 弁理士 大宅 郁治(化学・バイオ・薬学) 常務顧問 弁理士 河野 直樹(化学)
常務顧問 弁理士 井関 守三(電子・通信) △※弁理士 岡田 貴志(電子・ニューヨーク州弁護士) ※弁理士 金子 早苗(化学)
弁理士 堀内美保子(化学・バイオ) ※弁理士 幡 茂良(商標意匠・不正競争) 弁理士 永島 建治(機械)
※弁理士 矢野ひろみ(海外商標) ※弁理士 宮田 良子(電気・電子) 弁理士 片岡 耕作(機械・制御)
弁理士 堂前 俊介(電気・電子) 弁理士 鷹巣 明彦(情報・通信・医療機器) ※弁理士 角田さやか(機械)
弁理士 井上 高広(電子・半導体) ※弁理士 清水千恵子(海外商標) 弁理士 中丸 慶洋(電子・情報処理)
弁理士 明開 幸江(電子・情報処理) ※弁理士 佐藤明日香(情報・通信) ※弁理士 橋本 良樹(商標意匠・不正競争)

○ 米国パテントエージェント(合格) ※ 付記弁理士(特定侵害訴訟代理) △ ニューヨーク州弁護士 □ 顧問弁護士

【顧問法律事務所】 弁護士法人 内田・鮫島法律事務所 〒105-0001 東京都港区虎ノ門2丁目10番1号 虎ノ門ツインビルディング東棟16階 電話(03)5561-8550(代表) FAX(03)5561-8558 URL <http://www.uslf.jp/>